

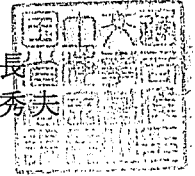


国海安第97号  
平成21年12月22日

(社)日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

久保田 秀夫



船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 小型船舶安全規則（昭和49年 運輸省令 第36号）
- ・ 航海用具の基準を定める告示（平成14年 国土交通省告示 第512号）



## 船舶検査心得の一部改正について

平成 21 年 12 月  
海事局安全基準課

航海用レーダー反射器については、小型船舶安全規則及び航海用具の基準を定める告示の心得でレーダー断面積を、0.3 m<sup>2</sup>以上から 2.5 m<sup>2</sup>以上に変更する改正を行い、昨年 7 月 1 日から施行し、経過措置を半年としていたところであるが、先般（国海安第 34 号（平成 21 年 6 月 18 日））、性能基準を満足した製品の流通が遅れていることから適用の期日を 6 ヶ月延長し、平成 22 年 7 月 1 日以降としたところである。

今般、製造メーカーの製品開発状況等を考慮した結果、性能基準が満足された製品を大量生産体制を確立するためには、更なる準備期間を確保する必要性が生じたため、航海用レーダー反射器のレーダー断面積を、0.3 m<sup>2</sup>以上とする従前の基準のレーダー反射器を当面の間、認めることとする。